

令和4年度 全国安全週間を迎えるにあたって

令和4年度の全国安全週間は、

「安全は 急がず焦らず怠らず」

をスローガンに、本週間を7月1日から7日、準備期間を6月1日から6月30日として全国的に展開されます。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「自主的な労働災害防止活動の推進」及び「安全意識の高揚と安全活動の定着」を目的として、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

この間、事業場における労使をはじめ多くの皆様のご努力により、労働災害は長期的には減少していますが、令和3年には、島根県内で、労働災害により6人の尊い命が失われました。死亡災害をなくす一層の取組が必要です。令和3年の休業4日以上之死傷者数は825人と令和2年より137人(19.9%)と大幅に増加しています。

近年、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が多発しています。特に転倒災害は、業種を問わず発生し、骨折により1か月以上の休業を余儀なくされるなど重症の例も少なくないことから、決して軽く考えてはいけない災害です。

また、働く高齢者の増加等の就業構造の変化により、60歳以上の労働者が被災する割合が年々増加し、令和3年には全体の29.8%となっています。高年齢労働者が働きやすい職場は、誰にとっても安心して働きやすい職場です。誰にとっても働きやすい、健康で安全な職場を目指しましょう。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、職場における感染拡大防止対策も重要となっています。社会情勢の変化等に対応するため、「テレワーク・時差出勤」、「気兼ねなく休めるルール」、「換気・仕切り・マスクの徹底」、「感染リスクが高まる『5つの場面』での対策」、「手指消毒など基本的な対策」の「取組の5つのポイント」が実施できているかの確認をお願いします。

皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底した上で、安全パトロールによる職場の総点検を実施するなど、効果的な取組を行い、それぞれの職場において労働災害防止の重要性について今一度認識を深め、安全活動を着実に進めていただきますようお願いいたします。

健康でご安全に！

令和4年6月1日

島根労働局長 宮口 真二